❋北海道公報

発行　北　海　道
編集　総務部人事局
　　法制文書課
電話　011－204－5035
FAX　011－232－1385

目　　次　　ページ

訓　　令

○北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令……（総務部総務課）　1
○北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令……（総務部総務課）　2
○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……（人事課）　2
○法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令…（法制文書課）　3
○北海道文書管理規程の一部を改正する訓令……（法制文書課）　3

北　海　道
北海道教育委員会　訓　令

○北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令
……（北方領土対策本部）　4

北　海　道
北海道企業局訓令
北海道教育委員会

○北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令……（土地水対策課）　5

北　海　道
北海道教育委員会　訓　令
北海道警察本部

○機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令……（道民生活課）　5

訓　　令

北海道訓令第８号

本　　庁
出先機関

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道自家用電気工作物保安規程の一部を改正する訓令

北海道自家用電気工作物保安規程（昭和42年北海道訓令第20号）の一部を次のように改正する。

第３条中「出納局長」を「総務部長」に改める。

別表第１を次のように改める。

別表第１（第３条、第４条関係）

保　安　管　理　組　織

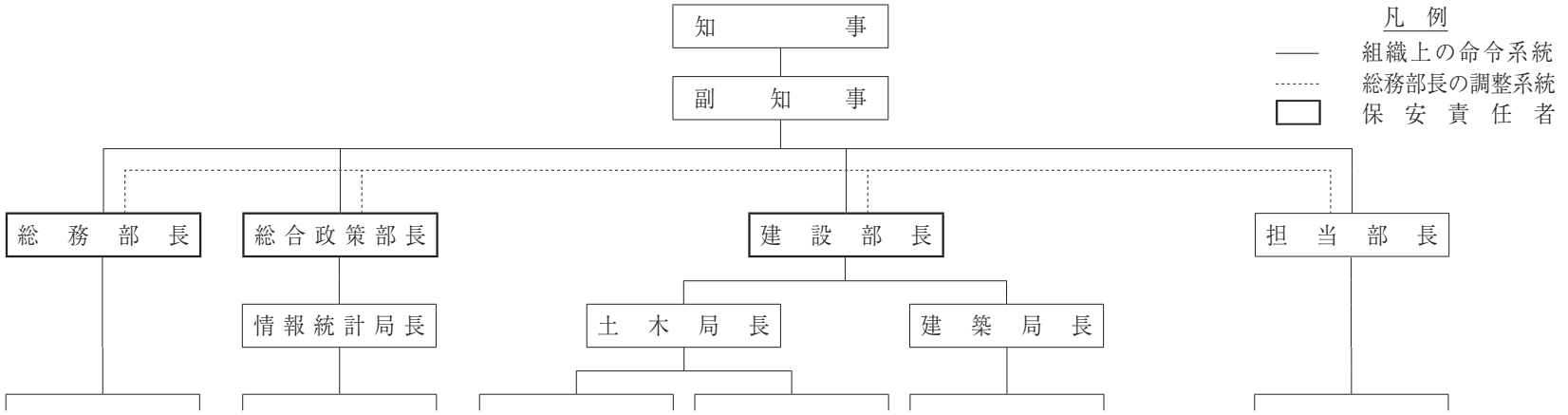

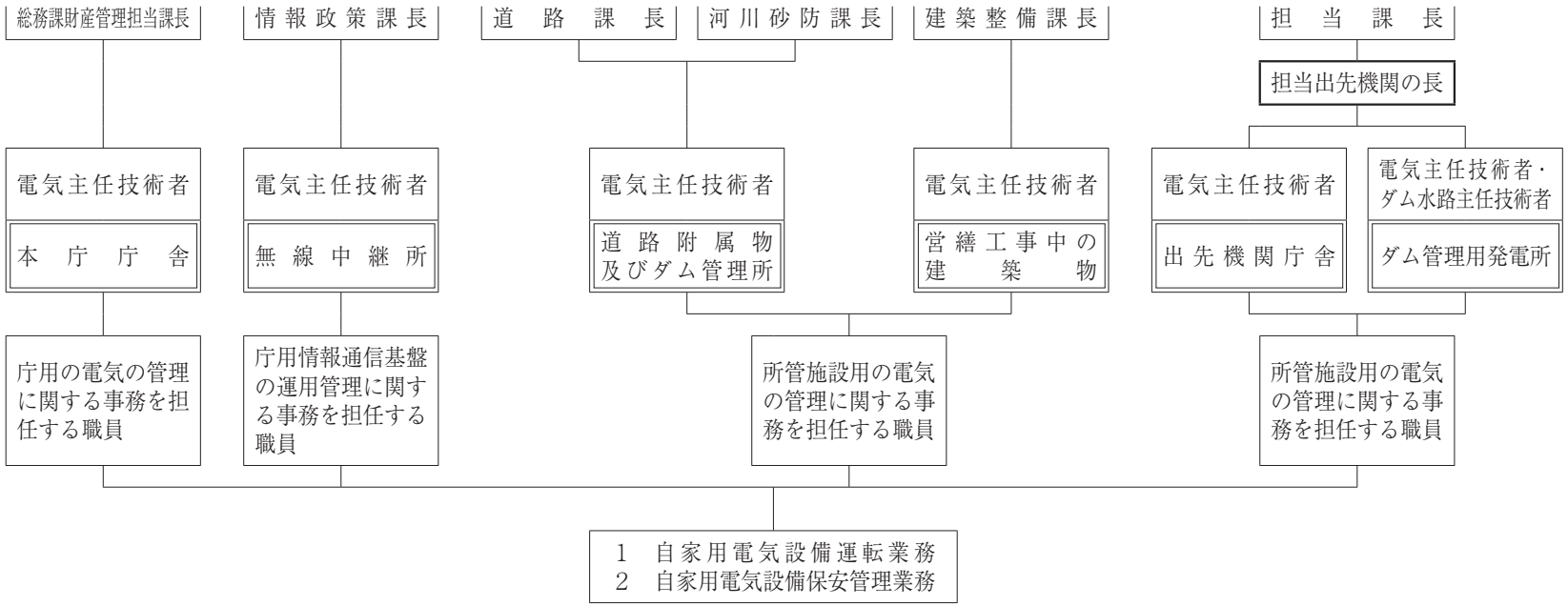

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北海道訓令第９号

本　　庁
出先機関

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道建築物等保全規程の一部を改正する訓令

北海道建築物等保全規程（平成18年北海道訓令第９号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「総務部長」を「建設部長」に改め、同条第２項中「総務部長」を「建設部長」に改め、「、出納局長」を削り、同条第３項中「総務部長」を「建設部長」に改める。

第４条第２項及び第３項、第５条、第６条、第７条第７号並びに第９条中「総務部長」を「建設部長」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北海道訓令第10号

本　　庁
出先機関

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（北海道職員の勤務発明等に関する規程の一部改正）

第１条　北海道職員の勤務発明等に関する規程（昭和60年北海道訓令第25号）の一部を次のように改正する。

第14条第２項中「総合政策部長」を「経済部長」に改め、同条第３項中「総合政策部科学ＩＴ振興局科学技術振興課長」を「経済部産業振興局科学技術振興室参事」に改める。

第18条中「総合政策部科学ＩＴ振興局科学技術振興課」を「経済部産業振興局科学技術振興室」に改める。

（北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程の一部改正）

第２条　北海道総合行政情報ネットワーク通信取扱規程（平成８年北海道訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第９条第１項第１号中「総合政策部科学ＩＴ振興局情報政策課長」を「総合政策部情報統計局情報政策課長」に改める。

（北海道北洋漁業対策本部設置規程の一部改正）

第３条　北海道北洋漁業対策本部設置規程（昭和61年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

別表第１中「総合政策部地域行政局市町村課長」を「総合政策部地域主権・行政局市町村課長」に、「総合政策部地域行政局長」を「総合政策部地域主権・行政局長」に、「経済部総務課企画調整担当課長」を「経済部総務課長」に、「経済部労働局雇用労政課長」を「経済部労働政策局雇用労政課長」に改める。

（競争入札参加者審査委員会規程の一部改正）

第４条　競争入札参加者審査委員会規程（昭和48年北海道訓令第６号）の一部を次のように改正する。

別表中「科学ＩＴ振興局情報政策課長」を「情報統計局情報政策課長」に、「集中業務室調達課」を「会計管理室調達課」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北海道訓令第11号

本　　庁
出先機関

法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

法規審査委員会規程及び損害賠償委員会規程の一部を改正する訓令

（法規審査委員会規程の一部改正）

第１条　法規審査委員会規程（昭和51年北海道訓令第12号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「５人」を「６人」に改め、同条第３項中第５号を第６号とし、第４号を第５号とし、第３号を第４号とし、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　法務・法人局長

（損害賠償委員会規程の一部改正）

第２条　損害賠償委員会規程（昭和55年北海道訓令第10号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「６人」を「７人」に改め、同条第３項中第６号を第７号とし、第３号から第５号までを１号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の１号を加える。

⑶　法務・法人局長

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北海道訓令第12号

本　　庁
出先機関

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高　橋　はるみ

北海道文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道文書管理規程（平成10年北海道訓令第７号）の一部を次のように改正する。

第２条第５号を次のように改める。

⑸　特定情報システム　本庁等の使用に係る電子計算機（入出力装置を含む。以下同じ。）と他の本庁等又は国等の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織であって、特定の事務処理を行うために必要と認められるもの（北海道総合文書管理システム（以下「総合文書管理システム」という。）を除く。）をいう。

第６条第２項中第５号を削り、第６号を第５号とし、第７号を第６号とする。

第８条第１項中「電子文書交換システムにより受信したもの」を「特定情報システムにより受信した文書」に改め、同条第３項第１号ア中「北海道総合文書管理システム（以下「総合文書管理システム」という。）」を「総合文書管理システム」に改める。

第16条第１項第３号ク中「電子文書交換システム施行」を「（利用する特定情報システムの名称）施行」に改める。

第30条第２項中「電子文書交換システム」を「特定情報システム」に改め、同条中第３項を削り、第４項を第３項とする。

第31条第３項中「電子文書交換システム」を「特定情報システム」に改める。

別表の付表中

人事局法制文書課 人事局職員厚生課	法　文 厚　生

を

人事局職員厚生課 人事局職員事務課	厚　生 職　事

に、「法人局学事課」を「法務・法人局学事課」に、

法人局法人団体課	法　人

を

「

法務・法人局法人団体課	法　人
法務・法人局法制文書課	法　文

」に、「法人局大学法人室」を「法務・法人局大学法人室」に、

「

政策局（社会資本課、土地水対策課及び経済調査課を除く。）	政　策

」を

「

政策局（計画推進課、社会資本課、土地水対策課及び研究法人室を除く。）	政　策
政策局計画推進課	計　推

」に、

「

科学ＩＴ振興局科学技術振興課	科　技
科学ＩＴ振興局情報政策課	情　政
科学ＩＴ振興局研究法人室	研　法

」を

「

政策局研究法人室	研　法
情報統計局情報政策課	情　政
情報統計局統計課	統　計
人口減少問題対策局地域戦略課	地　戦
人口減少問題対策局地域政策課	地　政
地域主権・行政局市町村課	市町村
地域主権・行政局地域主権課	地　権

」に、

「

航空局	航　空
地域づくり支援局地域政策課	地　支
地域行政局市町村課	市町村
地域行政局統計課	統　計
地域主権局	地　権

」を

「

航空局航空課	航　空

」に、

「

福祉局高齢者保健福祉課	高　福
福祉局障がい者保健福祉課	障　福

」を

「

福祉局障がい者保健福祉課	障　福
高齢者支援局高齢者保健福祉課	高　福

」に、「子ども未来推進局」を「子ども未来推進局子ども子育て支援課」に、「経営支援局中小企業課」を「地域経済局中小企業課」に、「経営支援局国際経済室」を「地域経済局国際経済室」に、

「

産業振興局環境・エネルギー室	環エネ

」を

「

産業振興局環境・エネルギー室	環エネ
産業振興局科学技術振興室	科　技

」に、「労働局雇用労政課」を「労働政策局雇用労政課」に、「労働局人材育成課」を「労働政策局人材育成課」に、

「

建築局計画管理課	建　計

」を

「

建築局計画管理課	建　計
建築局建築保全課	建　保

」に、「集中業務室審査第一課」を「会計管理室審査第一課」に、「集中業務室審査第二課」を「会計管理室審査第二課」に、「集中業務室経理課」を「会計管理室経理課」に、

「

集中業務室調達課	局　調
集中業務室職員事務課	局　職
集中業務室財産管理課	局　財

」を

「

会計管理室調達課	局　調

」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北海道教育委員会訓令

北海道教育委員会訓令第１号

庁中一般
部局

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高橋はるみ
北海道教育委員会委員長　中村隆信

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程の一部を改正する訓令

北方領土隣接地域振興対策協議会設置規程（昭和56年北海道・北海道教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指名する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北　　海　　道
北海道企業局訓令
北海道教育委員会

北　　海　　道
北海道企業局訓令第１号
北海道教育委員会

庁中一般
部　　局

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高橋はるみ
北海道公営企業管理者　伊藤邦宏
北海道教育委員会委員長　中村隆信

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程の一部を改正する訓令

北海道土地・水対策連絡協議会設置規程（昭和47年北海道・北海道企業局・北海道教育委員会訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第３項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。

北　　海　　道
北海道教育委員会訓令
北海道警察本部

北　　海　　道
北海道教育委員会訓令第１号
北海道警察本部

庁中一般
部　　局

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令を次のように定める。

平成27年５月29日

北海道知事　高橋はるみ
北海道教育委員会委員長　中村隆信
北海道警察本部長　室城信之

機構改正に伴う関係訓令の整備に関する訓令

（北海道青少年健全育成推進本部設置規程の一部改正）

第１条　北海道青少年健全育成推進本部設置規程（昭和40年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定するもの及び北海道警察本部生活安全部長の職にある者」を「北海道教育庁教育部長及び北海道警察本部生活安全部長」に改める。

（北海道人権施策推進本部設置規程の一部改正）

第２条　北海道人権施策推進本部設置規程（平成16年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者及び警察本部警務部長」を「北海道教育庁教育部長及び北海道警察本部警務部長」に改める。

（消費生活安定会議規程の一部改正）

第３条　消費生活安定会議規程（昭和50年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「北海道教育庁教育次長の職にある者のうち北海道教育委員会教育長の指定する者」を「北海道教育庁教育部長」に改める。

（北海道生涯学習推進本部設置規程の一部改正）

第４条　北海道生涯学習推進本部設置規程（平成２年北海道・北海道教育委員会・北海道警察本部訓令第１号）の一部を次のように改正する。

第３条第４項中「北海道教育庁教育次長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長の職にある者」を「北海道教育庁教育部長並びに北海道警察本部の生活安全部長及び交通部長」に改める。

附　則

この訓令は、平成27年６月１日から施行する。